

日本バドミントン協会

「2016～2017BADOMINTON 競技規則（諸規定集）」における変更点のお知らせ

抜粋です。

細かな点は、「2016～2017 BADOMINTON 競技規則（諸規定集）」（日本バドミントン協会発行：通称赤本 1冊 1000円）をご覧ください。

解説付きでわかりやすい3級・準3級向けの「公認審判員資格検定会講習会ルール教本」（日本バドミントン協会発行：通称緑本 1冊 1000円）もございます。

※購入希望の方は、新潟県審判員長福嶋康夫さんまでご連絡ください。（携帯 090-8801-5462）

以下、変更点：重要な部分のみ、載せてあります。下線部・囲み線部にご注意ください。

「競技規則」



改訂条項	P 9 競技規則第9条 サービス 第1項(1)
内 容	改訂
理 由	<p>BWF競技規則の改訂により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)と(2)の二つの部分に分かれた。その後の順番が一つずつ繰り下がった。 ・(1)は主審が、(2)はサービスジャッジがコールすることになった。
改 訂 後	<p>(1) サーバーとレシーバーがそれぞれの態勢を整えた後は、両サイドともサービスを不当に遅らせてはならない。</p> <p>(2) サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかどうかの判断基準となる。</p> <p><u>(1)は、主審がコールし、</u> <u>(2)は、サービスジャッジがコールするものとする。</u></p>
改訂条項	P14 競技規則第13条 フォルト 第3項(2)
内 容	改訂
理 由	<p>BWF競技規則の改訂により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もとの(2)と(3)が一つになって新しい(2)となった。 そのため、もとの(4)から後の順番が一つずつ繰り上がった。
改 訂 後	<u>(2) 両ポスト間のネットの上を越えなかったとき</u>
改訂条項	P18 競技規則第16条 プレーの継続、不品行な振舞い、罰則 第7項(1)②
内 容	改訂
理 由	<p>BWF競技規則の改訂により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「同種の違反行為」となり違反行為が限定された。
改 訂 後	<p>② 一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトにする。一つのサイドによる警告後の同種の違反行為によるフォルトは執拗な違反と見なされる。</p>

改訂条項	P30 競技規則 付録5 審判用語 3.25 と3.26
内 容	改訂と訂正
理 由	ミスプリントによるため ・「コートから」が「サービスコートから」に改訂された。
改 訂 後	3.25 「間違っ <u>た</u> サービスコートからサーブしました」 3.26 「間違っ <u>た</u> サービスコートからレシーブしました」

「大会運営規程」

改訂条項	P53 大会運営規程第19条
内 容	改訂
理 由	BWF規定の改訂により ・「その後の同一種目」が「同大会にエントリーしている他の種目 全て」に改訂された。ただしダブルスのパートナーは除く。
改 訂 後	本会主催の第1種大会の個人戦においては組合せ決定後、 エントリーの変更はできない。また、 <u>マッチ(試合)を棄権したものは、 それより後の同一種目及び同大会にエントリーしている他の種目 全てにおいて出場できない。ただし、ダブルスの場合、棄権 したプレイヤーのパートナーは除くものとする。</u>

「公認審判員規程」

改訂条項	P81 公認審判員規程第3条 主審への助言 第5項(6)②
内 容	改訂と訂正
理 由	BWF規定の改訂により ・「ズボン」が「長ズボン」と表記変更になった。
改 訂 後	② 次のことに注意する。 ・コーチは、マッチ(試合)にふさわしい服装で臨む事 チームユニフォーム・シャツ・ポロシャツ・ブラウス、 <u>長ズボン</u> またはスカートとし、ジーンズやビーチスタイル、 パミューダ、ショーツ、スリッパとサンダルは禁止と する。 <u>なお</u> 、その適否判断は大会レフェリーに委ねる。

改訂条項	P82 公認審判員規程第3条 主審への助言 第5項(6)④
内 容	改訂
理 由	BWF規定の改訂により ・主審とレフェリーの対処が明確になった。
改訂後	④ <u>もし、そのようなことが再び起こったならば、主審は再び「レット」をコールし、競技役員長（レフェリー）を呼ぶ。競技役員長（レフェリー）は、そのコーチを競技場から退場させる。競技役員長（レフェリー）は、かかるコーチの如何なる違反行為も本会事業本部へ書面をもって報告しなければならない。</u>

改訂条項	P84 公認審判員規程第3条 主審への助言 第5項(10)
内 容	改訂
理 由	BWF規定の改訂により ・内容としての大きな変更はないが、表記が改訂された。
改訂後	(10) <u>主審、サービスジャッジ、線審の判定に影響を与えるような、身振り手振り、そしてラケットを使用しての威嚇、あるいは言葉による冒とく等、いかなるプレーヤーの違反行為も競技規則第16条第6項(4)と同様の違反行為とみなす。</u>

改訂条項	P85 公認審判員規程第3条 主審への助言 第7項(2)
内 容	改訂
理 由	BWF規定の改訂により ・インターバル間の違反に対する対処が表記された。
改訂後	(2) <u>インターバル（競技規則第16条第2項）中の「不品行な振舞い」はゲーム中のそれと同様に処理される。これは、「不品行な振舞い」が起きたらすぐに、本項(3)から(5)のいずれかの適当なコールをする。インターバルの後のプレーの始めに、まず、（ゲームとゲームの間のインターバルの後は）「…ゲーム、ラブオール」あるいは（どちらかのサイドのスコアが11点になったときのインターバルの後は）「11-[スコア]」とコールし、競技規則第16条第7項(1)②あるいは同規則第16条第7項(2)の違反の場合のみ、主審は「…[プレーヤー名]、フォルトド」とコールする。その後、場合によっては、「サービスオーバー」とコールし、続いてスコア、最後に「プレー」をコールする。もし、プレーヤーが競技役員長（レフェリー）により失格を宣告された場合は、「…[プレーヤー名]、ディスクォリファイド フォー ミスコンダクト（失格）」とコールし、その後本規程第3項(8)をコールする。</u>

改訂条項	P87 公認審判員規程第3条 主審への助言 第7項(7)
内 容	新規追加
理 由	BWF規定の改訂により ・マッチ（試合）の開始前、マッチ終了後の不品行な振る舞い についての対処が明確になった。
改訂後	<u>(7) コート上での、マッチ（試合）の前またはマッチ（試合）の後の「不品行な振る舞い」は、本項(3)から(6)のいずれかの処置をする。その「不品行な振る舞い」についてどんなことであっても記録し競技役員長（レフェリー）に報告し、処置をする。しかし、それはマッチ（試合）のスコアには何の影響も与えるものではない。</u>

改訂条項	P95 公認審判員資格登録規程 第4章 手続き 第13条
内 容	改訂
理 由	「公認審判員資格証明手帳の写し」を添える必要がなくなったため ・「公認審判員資格証明手帳の写しを添え」の部分が削除された。
改訂後	資格登録を継続する場合、各種大会での審判を経験した者は、3年毎（1級は5年毎）にすべて所属の都道府県協会（全国7連盟は不可）を通して所定の手続きをし、許可を得るものとする。

改訂条項	P95 公認審判員資格登録規程 第4章 手続き 第16条
内 容	新規追加
理 由	登録サポートシステム運用開始により
改訂後	<u>平成27年度より、各級の公認審判員資格登録番号は（公財）日本バドミントン協会の会員登録番号と同じとする。</u>

ご注意ください！